

京情個審答申第6号
令和3年10月4日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について
(答申)

令和2年12月9日付け2エ第143号で諮問のあった事案について、次のとおり
答申します。

第1 審議会の結論

本件事案に関して、実施機関が行った部分公開決定において実施機関が非公開と判断した部分のうち、審査請求人が公開を求める部分については、別表1に記載する部分を除き公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和2年1月3日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇パーム油発電所事業に係る〇〇、〇〇株式会社との全ての協議内容の議事録およびその時に使用した資料等（決裁書面含む）。」を内容とする公文書の公開請求を行った。
- 2 令和2年1月17日、実施機関は、上記請求に対して、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上で、別表2に記載の文書を特定し、同年3月2日、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 令和2年5月27日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和2年12月9日、実施機関は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、本件処分の対象である公文書のうち別表2の番号8の項目に記載されている文書（以下「本件公文書」という。）中の「4内容」及び「5その他」の部分（以下「対象部分」という。）の全部公開を求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、対象部分について、条例第6条第3号に規定する「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正

当な利益を害するおそれがあること」を理由として、ほぼ全部を非公開とするものであり、審査請求人にとっては、非公開理由の適否を判断できる状態にないため、全部公開を求めるものである。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、〇〇市内に実施機関が所有する土地に計画された、パーム油を燃料とするバイオマス発電所事業計画（以下「本件事業計画」という。）について、当時、本件事業計画への参画を交渉中であった企業に関する情報や、住民説明会の開催方法等について協議した内容に関するものである。

なお、本件事業計画は本件処分の後日、中止されている。

2 本件処分を行った理由について

条例第6条第3号において、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては非公開とすることが定められており、法人に関する情報について最大限の配慮をし、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報を公開しないことが求められている。

対象部分は、本件事業計画に関する協議に参加した企業等にとって、事業化を検討する判断材料や、経営判断を行う上での重要要素となる情報であり、社会通念上も公開を望まないものである。

また、これらの情報が公開されることで、当該企業等が計画中の他の事業の進行にも影響を及ぼすなど、当該企業等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第6条第3号に該当すると判断し本件処分を行った。

第6 審議会の判断理由

1 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、実施機関が行った、条例第6条第3項を理由として対象部分のほぼ全部を非公開とした本件処分が妥当ではないとし、対象部分の全部公開を求めていることから、これらについて検討し、判断することとする。

(1) 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重され、保護されなければならないことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである

が、その該当性については、公文書の記載内容を個別に判断する必要があり、本件処分における対象部分のように概括的に非公開として良いものではない。

実施機関は、対象部分を公開することが、本件事業計画に係る協議に参加した企業等の事業化を検討する判断材料や、経営判断を行う上での重要要素となる情報を公表することになり、当該企業等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。

しかし、その主張については、本件事業計画の事業化が未確定な段階では合理性があったかもしれないが、中止となった現時点においては、その合理性は失われたと考えることが妥当であり、対象部分には、当該企業等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるような内容は記載されていないというべきである。

したがって、そのような情報を公開することにより、当該企業等の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第6条第3号には該当しない。

(2) その他

対象部分中、別表1に記載する部分については、私人である個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものとして条例第6条第1号に該当するので、非公開が相当である。

2 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月9日	諮問書の受理
令和3年2月17日	第1回審議会
令和3年3月25日	第2回審議会
令和3年7月29日	第3回審議会
令和3年8月30日	第4回審議会
令和3年10月4日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己
委員 野 崎 治 子
委員 原 田 大 樹
委員 宮 本 恵 伸
委員 山 舗 恵 子

別表 1

公 文 書 名	非公開とすることが妥当である部分
〇〇地区バイオマス発電所に関する協議（令和元年10月11日）	P 1 「4内容」の7行目3文字目から6文字目、 13文字目及び14文字目 P 2 16行目3文字目から11文字目 30行目8文字目及び9文字目

別表 2

番号	公文書名
1	京都〇〇地区バイオマス発電施設事業計画に係る関係機関会議結果について（平成30年3月22日）
2	〇〇（株）、〇〇社とのバイオマス発電計画に係る協議結果について（平成30年8月7日）
3	〇〇、〇〇（株）等とのバイオマス発電所に係る協議結果について（平成30年10月26日）
4	11/15(木)〇〇での〇〇・〇〇とのバイオマス発電所に係る協議結果（平成30年11月21日）
5	H31. 3. 5に開催された〇〇社、〇〇との協議結果（平成31年3月6日）
6	京都〇〇バイオマス発電所に係る協議について（〇〇）（平成31年4月4日）
7	京都〇〇バイオマス発電所に係る協議について（平成31年4月12日）
8	〇〇地区バイオマス発電所に関する協議（令和元年10月11日）